

【資料②】議決権行使精査要領

はじめに

当社の「議決権行使精査要領」は、国内上場企業の議決権行使に際し、中長期的な企業価値向上や、株主への利益還元姿勢、コーポレートガバナンス等の観点から、客観基準に基づくスクリーニングにより、論点のある議案を効率的かつ包括的に抽出することを目的に、1998 年度に策定したものです。

その後も、日本企業の置かれた状況や法令等の改正、コーポレートガバナンスを巡る議論の動向等を踏まえ、適宜見直しを実施しております。今年度は、足元の環境変化を踏まえ、成長投資等への経営資源の適切な配分や取締役会の実効性向上の後押しを目指し、改正しました（2027 年 5 月総会以降に適用）。

当社は、議決権行使の賛否判断に当たって、当「議決権行使精査要領」に抵触した企業全件と対話を実施する方針としております。定量基準に基づき画一的に判断するのではなく、個別企業との対話を重視し、対話を通じて把握した企業の状況や課題の改善に向けた取組状況等を踏まえ、きめ細かく判断しております。また、当社の議決権行使についての考え方をより深くご理解いただき、当社の判断に対する予測可能性を高めるために、当「議決権行使精査要領」には、議案ごとの「精査基準」に加えて、当社の「基本的な考え方」、及び「賛成・反対となる主な事例」を記載しております。

保有企業の株主総会時には、当「議決権行使精査要領」に則り、個別議案の「基本的な考え方」や「精査基準」に沿って精査対象議案を特定し、個別企業の状況に応じて賛否判断を実施してまいります。

2026 年 9 月

目次

A. 資本政策に関する議案	1
1. 剰余金処分	1
2. 自己株式の取得、処分	3
3. 組織再編（合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付 等）	4
4. その他、資本政策関連（新株発行・増資等の資本調達、減資、授權資本枠拡大 等）	5
B. 執行監督機関に関する議案	7
5. 取締役の選任	7
6. 監査役（監査等委員）の選任	11
7. 会計監査人の選任	13
C. 報酬に関する議案	14
8. 取締役・監査役報酬枠の増加・役員賞与	14
9. 退職慰労金	16
10. 株式報酬関連	18
D. 買収への対応方針・対抗措置	19
11. 買収への対応方針・対抗措置	19
E. 定款変更	21
12. その他定款変更	21
F. 株主提案	23
13. 株主提案	23
G. その他	24
14. その他必要がある場合（計算書類の承認等）	24
参考資料	25
（参考）議決権行使精査要領の主な改正点	25
（参考）対話の重要な論点と株主総会議案の関係	28

A. 資本政策に関する議案

1. 剰余金処分

【基本的な考え方】

企業の成長段階に応じて資金需要も変化するため、高い成長段階にある企業が設備投資等を優先することは問題ないと考えている一方、安定成長期や成熟期にある企業については、成長投資と株主還元の適切なバランスを踏まえつつ、個別企業の状況に応じた株主還元の充実に取り組むことを期待しております。

生命保険業を営む当社では、自社株買いによる株主還元も一定評価はしているものの、配当は継続的なインカムゲインとして契約者配当等を支える原資となることから、配当による株主還元の方がより望ましい株主還元手段であると考えております。

剰余金処分については、株主還元のベースである配当の利益に対する割合（配当性向）で評価しており、本来は 30%以上の水準であることが望ましいと考えておりますが、議決権行使に当たっては、最低限の数値基準を設定した上で、個別企業の事業特性や成長投資の必要性を含む中長期的視点から将来の資金需要等を勘案して賛否判断を実施いたします。

【精査基準】

① 財務・資本戦略

- 5 期累計の営業 CF に占める投資 CF の割合が業種平均を下回り（金融業を除く）¹、かつ配当性向が単年度 15%未満、かつ直近 5 期平均 ²15%未満の場合（以下の項目を確認し、個別企業の状況を踏まえて判断）
 - ・ 設備投資等の資金ニーズの有無（投資計画の妥当性・収益性と、投資計画と比較した現預金水準等を考慮）
 - ・ 財務・資本戦略の有無（中長期的な成長投資と株主還元の充実が期待できるか判断）
 - ・ 財務体力の状況（業界他社等と比較した適正水準を考慮）
 - ・ 自己株式の取得状況（単年度の総還元性向 ³が 30%以上であれば精査対象外）
- 配当性向 100%超、かつ DOE10%以上の場合

※その他、会計監査人の無限定適正意見が未付与の場合等、問題がある場合は精査

¹ 営業 CF がプラス（流入超）であり、かつ、5 年間の投資 CF 累計額を 5 年間の営業 CF 累計額で除した比率が、業種平均を下回る場合。なお、当該比率は、営業活動で創出したキャッシュの成長投資への配分状況を評価する観点から、投資 CF 累計額が流出超の場合はその絶対値、流入超の場合は 0 として算定する。なお、ここでの金融業は東証 33 業種のうち銀行業、保険業、証券商品先物業、その他金融業を指し、当該要件の適用対象外とする

² 5 年間の配当累計額 ÷ 5 年間の当期利益累計額

³ 株主還元を目的としない役員向けインセンティブプラン等による取得分は除く

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる主な例＞

- ・ 当面は ROE の向上が見込める設備投資計画等の成長投資を優先することが合理的と考えられ、当該投資について具体的な実行内容や KPI を示すとともに、その進捗や成果を継続的にモニタリングし、株主が納得できる説明を行っている場合
- ・ 株主還元目標を設定して計画的に取り組んでいる等、今後、配当性向の改善（最低限の数値基準を上回ること）が期待できると判断される場合（過去の増復配、自己株式取得の実績等を考慮）
- ・ 財務体力が業界他社と比較して脆弱な水準にあり、当面は財務体質改善のための内部留保を優先することが合理的であり、十分な株主還元がやむを得ず行えない状況にあると認められる場合
- ・ 自己株式の取得により、総株主還元（配当＋自社株買い）を考慮すると、株主還元姿勢には問題がないと判断される場合
- ・ キャッシュを伴わない負ののれん償却等で単年度の利益が上振れているだけで、一時的な特別損益等の影響を除くと、株主還元姿勢には問題がないと判断される場合
- ・ 配当性向 100%超、かつ DOE10%以上であっても、資産売却等により一時的に増加した原資を活用した配当であり、内部留保が十分で有望な投資先がないうえ、財務基盤に悪影響を与えるおそれもないと判断される場合
- ・ 自己株式の取得・消却を一定規模で実施する等株主に配慮しており、中長期的な株主還元姿勢にも問題がないと判断される場合
- ・ 株主還元計画等の公表はなかったものの、経営層との面談において、論点の共有化が図られ、今期以降の配当性向の明確な改善意向を確認できる場合

＜反対となる主な例＞

- ・ 余剰資金の使途（中長期的な投資計画等）が明確ではなく、必要以上に内部留保を積み増していると判断される場合
- ・ 中期経営計画等における株主還元に関する目標や考え方が明確ではなく、論点を共有化したにもかかわらず、進展が見られない場合
- ・ 過去に論点の共有化を図った上で、配当性向の改善を期待（公約）していたにもかかわらず、目標としていた時期や資本水準到達後も株主還元姿勢の改善が見られない場合

2. 自己株式の取得、処分

【基本的な考え方】

中長期的な企業価値の向上に向けて、企業の経営計画等に基づいた適切な資本政策が実施されることを期待しております。

特に、財団法人等に対する自己株式の有利価格による処分については、中長期的な企業価値の向上に寄与するか、財団法人等のガバナンスに問題がないか、という観点から慎重に賛否判断を実施いたします。

【精査基準】

- ① 自己株式の有利価格による処分
 - 目的や対象者が妥当であると判断できない場合
 - 中長期的な企業価値向上に資すると判断できない場合
- ② 特定の者からの自己株式の取得
 - 市場価格と比して取得価格が著しく高い場合
- ③ 財団法人等への有利価格による自己株式の処分
上記①に加え、
 - 現金での寄付ではなく株式を処分する理由が明確でない場合
 - 財団法人等のガバナンスに問題があると判断される場合

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる主な例＞

- ・ 財団法人等への自己株式の処分に関して、対話の中で中長期的な企業価値の向上の観点から一定納得できる説明があり、株式を処分する理由が明確であって希薄化への対応がなされており、議決権の分離や活動状況の公表等、ガバナンス面にも問題がないと判断される場合

＜反対となる主な例＞

- ・ 特定の株主から市場価格に比して著しく高い価格で自己株式を取得する場合
- ・ 財団法人等に自己株式を有利価格で処分することに関して、中長期的な企業価値向上の観点から納得できる説明が得られない場合
- ・ 財団法人等への自己株式の処分が、安定株主作り等、不適切な目的であることが疑われる場合

3. 組織再編（合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付 等）

【基本的な考え方】

中長期的な観点で策定された経営計画に基づき、合併等の組織再編によって競争力の向上等を図ることは企業価値向上に向けた重要な取組であると考えております。

組織再編の是非に関する判断に必要な情報が適切に開示されており、企業価値向上に資すると判断できるか、合併比率等の諸条件が妥当であるか、という観点から個別に賛否判断を実施いたします。

【精査基準】

① 目的・情報開示の適切性

- 組織再編等が企業価値向上に資すると判断できない場合
- 上記判断を実施するための情報が開示されておらず、組織再編等の必要性が判断できない場合

② 第三者等による中立性・公平性の確保

- 合併比率について第三者から一定の合理性が担保されていることが確認できない場合や、既存株主にとって著しく不利な条件であると認められる場合

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる主な例＞

- ・ 企業の置かれた経営環境やそれにもとづいて策定された経営計画等に鑑み、組織再編を行うことが中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合

＜反対となる主な例＞

- ・ 組織再編に関する第三者からの客観的な評価が確認できず、組織再編の妥当性が評価できない場合
- ・ 合併企業のシナジー効果等を勘案して、組織再編が企業価値向上に資すると判断できない場合

4. その他、資本政策関連（新株発行・増資等の資本調達、減資、授權資本枠拡大 等）

【基本的な考え方】

中長期的な企業価値の向上に向けて、企業の状況に応じた適切な経営計画にもとづいた資本政策が実施されることを期待しております。

特に、新株の発行等、株式の希薄化が懸念される資本政策については、目的が妥当か、発行価格や割当先に問題がないか、著しい株式の希薄化が生じる懸念がないか、という観点から、個別企業の状況を踏まえて賛否判断を行います。

【精査基準】

（イ）新株の発行（有利発行）

① 発行目的の妥当性

- 明確な資金ニーズが確認できない場合
- 財団法人等へ有利価格で新株を発行する場合（自己株式処分と同様に精査）

② 発行価格と割当先の妥当性

- 発行価格が妥当でないと判断される場合
- 第三者割当増資を実施する場合、割当先に問題があると判断される場合

③ 希薄化

- 著しい株式の希薄化が懸念される場合

（ロ）減資（形式的減資を除く）

（ハ）種類株式発行枠の新設／変更（廃止を除く）

① 新設／発行の目的の妥当性

- 明確な資金ニーズが確認できない場合

② 付帯する権利と期間の妥当性

- 優先配当率が著しく高い等、資金の社外流出が懸念される場合

③ 希薄化

- 普通株式への転換権があり、普通株式の希薄化が著しく大きい場合

（ニ）授權資本枠（発行可能株式総数）の拡大（株式併合に伴い、実質的に授權資本枠が拡大される場合を含む）

① 発行枠拡大の目的

- 発行枠拡大に伴う新株発行増資の資金使途や変更目的が明確でない場合

② 現状の発行可能株式総数や発行済株式数との比較

- 拡大後の発行可能株式総数が、現状の発行可能株式数の 2 倍以上⁴に拡大する場合
- 拡大後の発行可能株式総数が、発行済株式数の 3 倍以上⁵に拡大する場合

③ 希薄化

- 著しい株式の希薄化が懸念される場合

※その他、資本政策として中長期的な観点で意義を見出せない場合は精査

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる例＞

（ハ）種類株式発行枠の新設／変更の例

- ・ 自己資本が脆弱で借入による資金調達が困難な状況のもと、本業立て直しのための資金ニーズが確認でき、普通株式の希薄化への配慮が一定評価できるスキームで種類株式の発行を行う場合

（二）授權資本枠の拡大の例

- ・ 授權資本枠を拡大する目的について納得できる説明があり、希薄化懸念も限定的であると判断される場合

＜反対となる例＞

（イ）新株の発行の例

- ・ 新株の発行に際して、投資の資金ニーズ等が明確でなく、目的の妥当性が乏しいことから、株式の希薄化による既存株主への悪影響が大きいと判断される場合

（二）授權資本枠の拡大の例

- ・ 授權資本枠の拡大が明確な理由に乏しいうえ、それまでの増資が企業価値向上に結び付いていない等、株式の希薄化が生じた場合に既存の株主への悪影響が大きいと判断される場合
- ・ 2 株を 1 株に株式併合し、発行可能株式数を変更しない場合、実質的に授權資本枠が 2 倍に拡大しているものの、発行可能株式数を変更しない理由が明確でなく、将来的な株式の希薄化が懸念される場合

⁴ x 株を y 株に併合（分割）する場合、「併合（分割）後の発行可能株式数 ÷ 現状の発行可能株式数 × $\frac{x}{y}$ 」が 2 以上

⁵ 株式併合（分割）の場合、「併合（分割）後の発行可能株式数 ÷ 併合（分割）後の発行済株式数」が 3 以上

※二重線は主な変更点

B. 執行監督機関に関する議案

5. 取締役の選任

【基本的な考え方】

取締役会及びその構成員である取締役には、会社の業務執行の状況を適切に監督することや、具体的な意思決定を通じ、各社のコーポレートガバナンスの中心的な存在として企業価値向上を推進していくことを求めています。

その中では、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが、企業の持続的な成長を確保する上での強みとなり得るため、取締役会が多様なバックグラウンドを持つ取締役で構成され、また取締役が有するスキル等の組み合わせについて適切な形で情報開示が行われることが望ましいと考えております。

とりわけ、社外取締役には、経営等に係る豊富な経験や専門的な知識に基づく助言を通じて、外部からの客観的・独立した立場からの経営監督機能を期待しております。このような観点から、経営陣・支配株主等から独立した独立社外取締役（もしくは独立社外監査役）が複数名いることが望ましいと考えております。なお、支配的株主がいる場合については、経済産業省の指針⁶を踏まえ、独立社外取締役の比率を高める等、支配的株主との利益相反を適切に管理し、少数株主利益を保護するための実効的なガバナンスの仕組みを構築することが重要であると考えております。

さらに、実効性の高い取締役会、すなわちエフェクティブ・ボードの構築に向けては、取締役会の構成や制度等の形式面に加え、企業価値向上に向けた本質的な議論や意思決定、経営陣に対する適切な監督機能など、取締役会が実質的に機能しているかが重要であると考えております。

【精査基準】

（イ）取締役の選任

① 不祥事

- 法令違反や不正会計等の不祥事が発生して、企業の利益に対する損失割合が3割を超える場合、または、組織的関与がある場合、事案の悪質性が高い場合、社会的な影響が大きい場合等、企業価値に重大な影響があると考えられる場合

② 業績不振

- 直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字）の場合
- 直近、資本収益性の水準が長期にわたり低迷（ROE5%未満※が5期継続）しており、かつ本業の収益性についても業種の中で長期にわたり劣後（営業利益率等が5期連続で業種平均以下）している場合

※当社保有上位先においては、2027年2月期以降の業績から1事業年度ごとにROE8%を基準として適用（5年後にはROE8%未満が5期継続した場合へ基準を移行）

⁶ 当該指針の詳細については、下記 URL をご参照ください

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/pdf/groupguideline.pdf

※二重線は主な変更点

③ 資本政策

- 「A. 資本政策に関する議案」に関する精査基準に該当する場合（剰余金処分議案が上程されない場合も含む）

④ 取締役会決議事項（株主総会の議案として付議せず、取締役会で以下の決議を行っている場合）

- 買収への対応方針の導入・更新を行い、「11. 買収への対応方針・対抗措置」の精査基準に該当する場合

⑤ その他

- 経営陣の選任プロセスの透明性に懸念がある場合
- 見解の相違や意見不表明等を理由とする会計監査人の異動の場合
- 対話に応じない等、情報開示姿勢が著しく不適切と考えられる場合
- 定時株主総会において計算書類や監査報告書等が報告されない場合
- サステナビリティやガバナンスの観点から著しく不適切と考えられる場合
- 取締役会におけるジェンダー、国際性等の多様性確保の取組が著しく不十分と考えられる場合（東証プライム市場上場企業で、女性取締役が不在⁷の場合等）

(ロ) 社外取締役の選任

① 独立社外取締役の人数

- 東証プライム市場上場企業で、独立社外取締役が取締役全体の3分の1未満かつ複数いない場合
- 東証スタンダード市場上場企業で、独立社外取締役が2名未満の場合
- 東証グロース市場上場企業で、独立社外取締役が不在の場合
- ※ 東証以外の取引所の場合は各市場が求める基準に満たない場合（求められていない場合は独立社外取締役が不在のとき）
- ※ 上記独立社外取締役は、証券取引所への独立役員の届出資格を充たす取締役とする

② 社外取締役等の出席率

- 社外取締役等の経営監督機能が不十分と判断される（取締役会または各委員会の出席率が4分の3未満）場合

③ 少数株主利益の保護

- 支配的株主⁸があり、独立社外取締役が取締役全体の3分の1未満（東証プライム市場上場企業の場合は半数以下）かつ複数いない場合、かつ支配的株主との利益相反を適切に管理し、少数株主利益を保護するための独立社外取締役を含む独立性⁹を有する者で構成された委員会を設置していない場合
※ 支配的株主が特別の法律に基づき設立された法人である場合等、国または地方公共団体が実質的に支配的株主であると判断した場合を除く

⁷ 女性取締役の就任状況については、株主総会資料等より判断

⁸ 有価証券上場規程に定められている支配株主、または親会社ではないが40%以上株式保有のある（実質的に40%以上保有していると判断される場合を含む）大株主

⁹ この場合の独立性とは、支配的株主からの独立性を指す

＜取締役選任の反対対象の考え方＞

- ・ 「不祥事」「その他[※]」での精査による反対先は、責任のある取締役とする
 - ・ 「業績不振」「資本政策」での精査による反対先は、再任の経営トップ、再任の社外取締役、再任の取締役会議長（その他、責任があると認められた場合には、責任のある取締役）とする
 - ・ 「取締役会決議事項」での精査による反対先は、再任の経営トップとする
 - ・ 「独立社外取締役の人数」「少数株主利益の保護」での精査による反対先は、
 - 独立性基準を満たさない社外取締役、
 - 証券取引所への独立役員の届出資格を充たす社外取締役の人数が基準に満たない場合は、再任の経営トップ（指名委員会等設置会社の場合は、指名委員会委員長）とする
 - ・ 「社外取締役等の出席率」での精査による反対先は、当該論点を有する取締役とする
- ※ 取締役会の多様性確保の取組が著しく不十分と考えられる場合等の精査による反対先は、再任の経営トップ（指名委員会等設置会社の場合は、指名委員会委員長）とする

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる主な例＞

（イ）-① 不祥事の例

- ・ 第三者による原因究明や社内処分等の責任明確化、再発防止策の策定・履行等といった適切な対策が講じられており、問題の根本的な解決が図られていると判断される場合

（イ）-② 業績不振の例

- ・ 現状は、業績不振等の論点があるものの、不採算事業からの撤退や固定費の削減等、収益の改善に向けた取組状況の進捗について納得できる説明を受け、今後の改善についても期待できると判断される場合
- ・ 資本収益性の水準が低迷[※]しているものの、事業特性を踏まえると、株主資本コストが相対的に低く、現行の資本収益性の水準は一定の妥当性を有しており、対話を通じて、将来に向けた資本収益性の維持・向上等について、納得できる説明が得られた場合

※ROE 5 %未満（当社保有上位先においては、2027 年 2 月期以降の業績から 1 事業年度ごとに ROE 8 %を基準として適用）が 5 期継続しており、かつ本業の収益性についても業界の中で長期にわたり劣後（営業利益率等が 5 期連続で業種平均以下）

（イ）-⑤ その他の例

- ・ 定時株主総会において監査報告書等が報告されないものの、自然災害等、やむを得ない事情により、決算作業が遅延したことが原因であることが確認できる場合

（ロ）-① 独立社外取締役の人数の例

- ・ 独立社外取締役を選任できない相応の事情があり、論点の共有化が図られた上で、改善に向けた意思や具体的な取組を次回の株主総会等、一定期間後までに実施すると判断される場合

（ロ）-② 社外取締役等の出席率の例

- ・ 当該年度における社外取締役の経営監督機能の発揮状況について納得できる説明があり、十分に出席できなかった理由についても相応の事情がある場合で、具体的な改善取組内容を確認のうえ、今後の改善が見込めると判断される場合

※二重線は主な変更点

(ロ) -③ 少数株主利益の保護の例

- ・ 独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された委員会を設置し、支配株主グループとの取引について、その取引内容（相手先、取引額、取引条件、取引時期）と妥当性を審議のうえ承認していることが確認できる場合

<反対となる主な例>

(イ) -① 不祥事の例

- ・ 不祥事の発生に関して、対応状況の納得できる説明が得られない場合
- ・ 原因究明や責任の明確化が十分に果たされていないと判断される場合
- ・ 再発防止に向けて適切な対策が講じられていない場合

(イ) -② 業績不振の例

- ・ 資本収益性の水準が低迷している中で、中期経営計画等において、R O Eといった資本収益性に関する目標や政策保有株の縮減に向けた方針を含む収益性改善や資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組が明示されていない等、改善に向けた適切な対応策が講じられていないと判断され、対話を通じても納得できる説明が得られない場合

(イ) -⑤ その他の例

- ・ 突然の経営陣の交代に際して、その選任プロセスを確認したものの、プロセスの透明性に対する懸念が払拭できない場合
- ・ 温室効果ガス排出量上位企業等において、複数年にわたる対話を通じての働きかけにもかかわらず、課題の解決に向けた取組姿勢が確認できない場合
- ・ 当該企業のサプライチェーンにおいて、強制労働や児童労働が懸念されている旨、論点の共有化を図ったものの、改善に向けた取組が見られない場合
- ・ 複数年にわたる対話を通じての働きかけにもかかわらず、人権に関する取組に改善が見られない場合
- ・ 女性取締役の選任等、取締役の多様性の確保について対話で要請したにもかかわらず、改善が見られない場合

(ロ) -① 独立社外取締役の人数の例

- ・ 独立社外取締役増員の要請に対して、改善に向けた企業側の明確な意思が確認できない場合や、明確な改善意向を確認して一定期間フォローしたにもかかわらず、改善の進捗が見られない場合

(ロ) -② 社外取締役等の出席率の例

- ・ 十分に出席できなかった理由について相応のやむを得ない事情が確認できない場合や、出席率が低位にとどまる社外取締役が当該企業の経営に対してどのように貢献しているかについて納得できる説明が得られない場合
- ・ 兼務先の会議等と日程が重なっているため当該企業の取締役会への出席率が低位にとどまっているにもかかわらず、同様の兼務先から新任者を選任し、改善に向けた取組が確認できない場合

(ロ) -③ 少数株主利益の保護の例

- ・ 支配株主があり、支配株主と少数株主の利益相反が懸念されるため、少数株主利益を保護する観点から、独立社外取締役の増員や利益相反取引を管理する委員会の設置を要請したにもかかわらず、改善が見られない場合

6. 監査役（監査等委員）の選任

【基本的な考え方】

監査役（監査等委員）には、独立した立場から、取締役の職務執行の監査や適正な財務報告の実施を監査することにより、企業経営の健全性や適正性を担保する役割を期待しております。

このような観点から、監査役（監査等委員）について、独立した立場等から、適切な監督機能が働く仕組みとなっているかを確認し、賛否判断を実施いたします。

【精査基準】

（イ）監査役（監査等委員）の選任

① 不祥事

- 法令違反や不正会計等の不祥事が発生して、企業の利益に対する損失割合が3割を超える場合、または、組織的関与がある場合、事案の悪質性が高い場合、社会的な影響が大きい場合等、企業価値に重大な影響があると考えられる場合

② その他

- 経営陣の選任プロセスの透明性に懸念がある場合
- 定時株主総会において計算書類や監査報告書等が報告されない場合

（ロ）社外監査役（監査等委員）の選任

① 独立社外監査役（監査等委員）の人数

- 独立社外監査役（監査等委員）が不在の場合

※上記独立社外監査役（監査等委員）は、証券取引所への独立役員の届出資格を充たす監査役（監査等委員）とする

② 社外監査役（監査等委員）等の出席率

- 社外監査役（監査等委員）等の経営監督機能が不十分と判断される（取締役会または監査役会（監査等委員会）の出席率が4分の3未満）場合

<監査役（監査等委員）選任の反対対象の考え方>

- ・ 「不祥事」「その他」での精査による反対先は、責任のある監査役（監査等委員）とする
- ・ 「独立社外監査役（監査等委員）の人数」での精査による反対先は、独立性基準を満たさない社外監査役（監査等委員）とする
- ・ 「社外監査役（監査等委員）等の出席率」での精査による反対先は、当該論点を有する監査役（監査等委員）とする

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる主な例＞

（□）-① 独立社外監査役（監査等委員）の人数の例

- ・ 独立社外監査役を選任できない相応の事情があり、論点の共有化が図られた上で、改善に向けた意思や具体的な取組を次回の株主総会等、一定期間後までに実施すると判断される場合

（□）-② 社外監査役（監査等委員）等の出席率の例

- ・ 当該年度における社外監査役の経営監督機能の発揮状況について納得できる説明があり、十分に出席できなかった理由についても相応の事情がある場合で、具体的な改善取組内容を確認のうえ、今後の改善が見込めると判断される場合

＜反対となる主な例＞

（□）-① 独立社外監査役（監査等委員）の人数の例

- ・ 独立社外監査役設置の要請（論点の共有化）に対して、改善に向けた企業側の明確な意思が確認できない場合や、明確な改善意向を確認して一定期間フォローしたにもかかわらず、改善の進捗が見られない場合

（□）-② 社外監査役（監査等委員）等の出席率の例

- ・ 十分に出席できなかった理由について相応のやむを得ない事情がない場合や、出席率が低位にとどまる社外監査役が当該企業の経営に対してどのように貢献しているかについて納得できる説明が得られない場合
- ・ 兼務先の会議等と日程が重なっているため当該企業の監査役会への出席率が低位にとどまっているにもかかわらず、同様の兼務先から新任者を選任し、改善に向けた取組が確認できない場合

7. 会計監査人の選任

【基本的な考え方】

会計監査人には、監査役等と連携して、財務報告書類の会計監査や、内部統制の有効性の評価等を行い、企業活動の健全化に資する役割を期待しております。

このような観点から、会計監査人としての適切性を確認し、選任・変更についても正当な理由で行われているかを確認した上で、賛否判断を実施いたします。

【精査基準】

① 会計監査人の変更理由

- 見解の相違や意見不表明等を契機として会計監査人が異動する場合

② 会計監査人の適切性

- 過去に重大な問題（不祥事・監査ミス等）に関わり、改善に向けた対策が不十分な会計監査人の場合

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる主な例＞

- ・ 会計監査人の変更について正当かつ納得できる理由が提示されていると判断される場合

＜反対となる主な例＞

- ・ 見解の相違や意見不表明等と前後して会計監査人の変更が行われ、不祥事の発生に関して、対応状況の納得できる説明が得られない場合や、再発防止に向けて適切な対策が講じられていない場合

C. 報酬に関する議案

8. 取締役・監査役報酬枠の増加・役員賞与

【基本的な考え方】

取締役・監査役報酬枠の増加等においては、中長期的な企業価値向上の観点から適切なインセンティブ付与となっているかを検討し、賛否判断を実施いたします。

なお、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備の観点からも、基本的には業績連動報酬としてのストックオプションや譲渡制限付株式報酬は、報酬体系として望ましいと考えております。

日本企業の役員報酬は他国と比べて低く、基本的に報酬の増加は問題のないものと考えておりますが、株主還元対比等で過大な報酬となっている場合は慎重に賛否を判断いたします。

【精査基準】

① 不祥事

- 法令違反や不正会計等の不祥事が発生して、企業の利益に対する損失割合が 3 割を超える場合、または、組織的関与がある場合、事案の悪質性が高い場合、社会的な影響が大きい場合等、企業価値に重大な影響があると考えられる場合

② 業績不振

- 直近 3 期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字）の場合
- 直近、資本収益性の水準が長期にわたり低迷（ROE5%未満※が 5 期継続）しており企業価値の毀損が懸念される場合、かつ、本業の収益性についても各業界の中で長期にわたり劣後（営業利益率等が 5 期連続で業種平均以下）している場合

※当社保有上位先においては、2027 年 2 月期以降の業績から 1 事業年度ごとに ROE 8 %を基準として適用（5 年後には ROE 8 %未満が 5 期継続した場合へ基準を移行）

- 債務超過となっている場合

③ 株主還元姿勢

- 5 期累計の営業 CF に占める投資 CF の割合が業種平均を下回り（金融業を除く）¹⁰、かつ配当性向が単年度 15%未満、かつ直近 5 期平均 15%未満の場合（単年度の総還元性向¹¹が 30%以上であれば精査対象外）
- 株主還元対比で報酬が過大であると判断される場合

④ 報酬水準の妥当性

- 当該企業の各取締役の最大報酬額が当該企業の従業員給与一人当たり平均額に対して 100 倍超の水準となる場合または当該企業の業績に対して著しく過大である場合

¹⁰ 営業 CF がプラス（流入超）であり、かつ、5 年間の投資 CF 累計額を 5 年間の営業 CF 累計額で除した比率が、業種平均を下回る場合。なお、当該比率は、営業活動で創出したキャッシュの成長投資への配分状況を評価する観点から、投資 CF 累計額が流出超の場合はその絶対値、流入超の場合は 0 として算定する。なお、ここでの金融業は東証 33 業種のうち銀行業、保険業、証券商品先物業、その他金融業を指し、当該要件の適用対象外とする

¹¹ 株主還元を目的としていない役員向けインセンティブプラン等による取得分は除く

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる主な例＞

- ・ 業績不振について具体的な改善取組が確認でき、報酬枠の増加に関しても、社外取締役の増員や優秀人材確保のために必要で、合理的な範囲での報酬枠となっている等、妥当性が認められると判断される場合
- ・ 役員報酬と従業員給与との格差が大きい等の論点は認められるが、法令違反や不正会計等の不祥事、業績の大幅な悪化が生じた場合に、報酬の減額・取消や既支払報酬の返還請求を可能とする仕組み（マルス・クローバック条項）が定められているなど、適切な報酬ガバナンスが確保されていると判断される場合

＜反対となる主な例＞

- ・ 業績不振の理由について確認したものの、収益改善に向けた具体的な方策が不明瞭である等、低収益脱却に向けた取組が不十分であることから、報酬の増加が適切ではないと判断される場合
- ・ 株主還元と比較して、報酬枠（増加）が過大と考える旨を伝えて、説明を求めたものの、今後の収益向上や株主還元強化を含めた、報酬とのバランスの考え方について納得できる説明が得られない場合
- ・ 役員報酬と従業員給与の格差が著しく大きく、経営陣による適切なリスクテイクが実施されていない等、報酬制度が適切なインセンティブとして機能していないと判断される場合

9. 退職慰労金

【基本的な考え方】

贈呈対象者が企業価値向上に向けた職責を果たしてきたかを検討し、退職慰労金贈呈の妥当性を踏まえて賛否判断を実施いたします。

【精査基準】

① 不祥事

- 法令違反や不正会計等の不祥事が発生して、企業の利益に対する損失割合が3割を超える場合、または、組織的関与がある場合、事案の悪質性が高い場合、社会的な影響が大きい場合等、企業価値に重大な影響があると考えられる場合

② 業績不振

- 直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字）の場合
- 直近、資本収益性の水準が長期にわたり低迷（ROE5%未満※が5期継続）しており企業価値の毀損が懸念される場合、かつ、本業の収益性についても各業界の中で長期にわたり劣後（営業利益率等が5期連続で業種平均以下）している場合

※当社保有上位先においては、2027年2月期以降の業績から1事業年度ごとにROE8%を基準として適用（5年後にはROE8%未満が5期継続した場合へ基準を移行）

- 債務超過となっている場合

③ 株主還元姿勢

- 5期累計の営業CFに占める投資CFの割合が業種平均を下回り（金融業を除く）¹²、かつ配当性向が単年度15%未満、かつ直近5期平均15%未満の場合（単年度の総還元性向¹³が30%以上であれば精査対象外）
- 株主還元対比で報酬が過大であると判断される場合

④ 贈呈対象者の出席率

- 贈呈対象者の機能発揮が不十分と判断される（取締役会または監査役会等の出席率が4分の3未満）場合

¹² 営業CFがプラス（流入超）であり、かつ、5年間の投資CF累計額を5年間の営業CF累計額で除した比率が、業種平均を下回る場合。なお、当該比率は、営業活動で創出したキャッシュの成長投資への配分状況を評価する観点から、投資CF累計額が流出超の場合はその絶対値、流入超の場合は0として算定する。なお、ここでの金融業は東証33業種のうち銀行業、保険業、証券商品先物業、その他金融業を指し、当該要件の適用対象外とする

¹³ 株主還元を目的としていない役員向けインセンティブプラン等による取得分は除く

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる主な例＞

- ・ 業績は低迷しているものの改善に向けた目途が示されており、退職慰労金の贈呈額が業績低迷を受けて減額される等の措置が取られたうえ、贈呈対象の取締役についても、一定の機能発揮が認められると判断される場合
- ・ 体調不良等、やむを得ない理由により、直近年度の取締役会への出席率が低位にとどまったものの、在任期間中の機能発揮状況は問題ないと判断される場合

＜反対となる主な例＞

- ・ 中期的に業績不振が継続しており、改善の目途が立っていない中、贈呈対象の取締役についても企業価値向上に向けた職責を果たしてきたとの納得できる説明が得られない場合

10. 株式報酬関連

【基本的な考え方】

株式報酬は、企業の経営者等が企業価値向上に向けた経営に取り組むインセンティブを高めるものと考えており、市場価格に対して公正な行使価格となっていることや中長期の経営を促すスキームとなっていること等、適切なインセンティブが働く制度設計である場合、原則として肯定的に捉えております。

ただし、付与対象者が適切でない場合や新株予約権の行使に伴い既存株主の株式価値が著しく希薄化すると判断される場合、または適切なインセンティブとなっていない場合は好ましくないと考えております。

【精査基準】

- ① 付与対象者
 - 子会社・関連会社を含む取締役、監査役、執行役、従業員以外へ付与される場合
- ② 希薄化
 - 発行済株式数の5%以上希薄化する可能性がある場合
- ③ 報酬の枠外付与
 - 「8. 取締役・監査役報酬枠の増加・役員賞与」における不祥事または業績不振の精査基準に該当し、報酬の枠外で付与される場合
- ④ 報酬水準の妥当性
 - 当該企業の各取締役の最大報酬額が当該企業の従業員給与一人当たり平均額に対して 100 倍 超の水準となる場合または当該企業の業績に対して著しく過大である場合

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる主な例＞

- ・ 業績は低迷しているものの改善に向けた目途が示されており、今後、経営者が企業価値向上に向けた経営に取り組むインセンティブを高めると判断される場合
- ・ 独立社外取締役（または独立社外監査役）を過半数とした委員会で、その報酬制度を決定し、その制度内容・業績評価についても十分な開示がなされる等、報酬決定プロセスの透明性が高く、かつ納得できると判断される場合

＜反対となる主な例＞

- ・ 付与対象者が社外者であったことから、説明を求めたものの、企業価値向上に資すると判断される明確な理由が確認できない場合
- ・ 業績不振下において、インセンティブを付与して経営の改善を図りたいという説明は一定理解できるものの、希薄化率が著しく高く、過剰な報酬であると判断される場合
- ・ 役員報酬と従業員給与の格差が著しく大きく、経営陣による適切なリスクテイクが実施されていない等、報酬制度が適切なインセンティブとして機能していないと判断される場合

D. 買収への対応方針・対抗措置

1 1 . 買収への対応方針・対抗措置

【基本的な考え方】

当社は、企業が買収を防ぐ手段として最も望ましいものは、持続的な利益成長等を通じ、中長期的に企業価値を高めることだと考えている一方で、株主にとってより優れた買収条件や経営提案を引き出すことを可能とする仕組みとしての買収への対応方針・対抗措置¹⁴は、経済産業省の指針¹⁵にもあるとおり、一概に否定されるべきものではないとも考えております。

平時における買収への対応方針を導入・更新する場合は、企業価値を高めるための不断の取組を前提として、不必要な発動を誘発する懸念がないことに加え、社内取締役による恣意的な判断を排除するために、株主総会にて発動・不発動の意思決定がされるスキームであることが望ましいと考えております。

また、取締役会にて導入・更新の意思決定をする場合は、スキームの詳細等の情報開示が不可欠であると考えております。

このような観点から、日本企業の現状も踏まえ、①企業価値向上に努めていること、②企業側と買収側が十分な議論を交わすための時間や情報を確保し、株主が適切な判断を行う環境を整えることを目的に、当該対応方針が適切に運用されること、の二点を満たしているかを確認し、賛否判断を実施いたします。

有事¹⁶における買収への対応方針・対抗措置については、中長期的な企業価値への影響等を踏まえ、個別に賛否判断を実施いたします。

【精査基準】

(イ) 平時における買収への対応方針・対抗措置

① 企業価値・株主共同の利益を確保・向上するものとなっていない場合

- 経済産業省の指針¹⁵に沿った適切な内容となっていない場合等
- 金員等の交付を行う可能性が残るようなスキームの場合等

② 恣意的な発動の余地が残るスキームの場合

- 対抗措置の発動を株主総会に諮らず取締役会でのみ決定するスキーム¹⁷の場合等
- 対抗措置の発動を株主総会に諮るかについて、社外役員等で構成される独立委員会からの勧告を経ず、取締役会が判断するスキーム¹⁷となっており、かつ取締役会に占める社外取締役の構成比率が半数未満の場合等

¹⁴ 対応方針とは、一定の場合に資金調達等の事業目的を主要な目的とせず差別的な行使条件・取得条項付の新株予約権無償割当て等を行うことにより、自社に対する買収に対抗する旨を定めた対応の方針。対抗措置とは、買収への対応方針で定めた新株予約権無償割当て等の具体的な行為

¹⁵ 当該指針の詳細については、下記 URL をご参照ください

<https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230831003/20230831003.html>

¹⁶ 有事とは、特定の者による買収の計画、提案または開始について対象会社が認識していることを当社が確認できる場合を指す

¹⁷ 買収者が手続ルールを遵守しない場合、企業価値ひいては株主共同の利益の明白な侵害がある場合、強圧性が特に強い場合等を除く

③ 株主意思が適切に反映される仕組みとなっていない場合

- 対応方針の導入・更新を株主総会に諮らず取締役会にて行っており、監査等委員を除く取締役の任期が2年である場合等
- 対応方針の導入・更新を株主総会に諮らず取締役会にて行っており、株主の選任を受けた社外役員が独立委員会の過半数を占めていない場合（その余地がある場合を含む）等

④ 対応方針・対抗措置に関する情報開示が適切に行われていない場合

- 独立委員会の構成員を明らかにしていない、期限の定めのない対応方針の維持・更新を取締役会にて議論した結果を定期的に公表していない等、対応方針・対抗措置に関する情報開示姿勢に問題がある場合等

⑤ 業績不振

- 直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字）の場合
- 直近、資本収益性の水準が長期にわたり低迷（ROE5%未満※が5期継続）しており企業価値の毀損が懸念される場合、かつ、本業の収益性についても各業界の中で長期にわたり劣後（営業利益率等が5期連続で業種平均以下）している場合

※当社保有上位先においては、2027年2月期以降の業績から1事業年度ごとにROE8%を基準として適用（5年後にはROE8%未満が5期継続した場合へ基準を移行）

- 債務超過となっている場合

(□) 有事における買収への対応方針・対抗措置

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる主な例＞

(イ) 平時における買収への対応方針・対抗措置の例

- ・ 対応方針の導入・更新を株主総会に諮らず取締役会にて行っており、独立委員会の構成員のうち、株主が選任した社外役員が半数以下であったことから、株主意思が適切に反映される仕組みとなっていない旨、論点を共有した結果、社外役員が過半となるよう独立委員会の構成員を変更する場合

＜反対となる主な例＞

(イ) 平時における買収への対応方針・対抗措置の例

- ・ 対抗措置を発動した場合、買収者に金員等を支払う可能性がある等、スキームについて問題がある旨の論点を共有したものの、改善が見られない場合
- ・ 対抗措置の発動を取締役会でのみ決定するスキームであり、株主共同の利益の明白な侵害がある場合以外も発動可能なため、恣意的発動を防ぐ仕組みの必要性を説明したが、改善が見られない場合
- ・ 対抗措置の発動を独立委員会の勧告を経ず、取締役会で決定できるスキームとなっており、取締役会に占める社外取締役の構成比率が半数未満であることから、恣意的な発動を回避するための仕組みの必要性を説明したものの、改善が見られない場合
- ・ 対応方針の導入・更新時に株主総会での承認を得ない場合、取締役の任期を1年とし、毎年の取締役の選任で株主意思を反映できる仕組みの必要性を説明したものの、改善が見られない場合
- ・ 業績不振により企業価値を毀損している企業において、対応方針を導入・更新する場合

※二重線は主な変更点

E. 定款変更

12. その他定款変更

【基本的な考え方】

定款は、会社の組織と活動に関する根本規則を実質的に確定するものであり、定款の設定・変更の目的が、中長期的な企業価値の向上に繋がるか、コーポレートガバナンスの観点から適切性向上に繋がるか、株主の権利に大きな影響を与えるか、という観点等で検討し、賛否判断を実施いたします。

【精査基準】

(イ) 取締役の解任等の決議要件強化

- 取締役の解任等の決議要件に関して、会社法で定められた以上に強化する場合

(ロ) 剰余金処分の取締役会授権（剰余金処分の決定権限を取締役に授与）

① 株主還元姿勢

- 剰余金処分内容が、「1. 剰余金処分」の精査基準に該当する場合

② 総会決議の継続

- 定款上、株主総会による決議を排除し、株主総会で決議できない場合
- 定款上、株主総会及び取締役会のいずれにおいても決議を可能とする場合

(ハ) その他、株主利益を毀損する可能性のあるものやコーポレートガバナンスの観点から不適切と考えられる場合

<主な具体例>

- ・ 事業目的の限定列挙無効化（「その他一切の事業」のように、事業目的を限定列挙する必要のない記載に変更する場合等）
- ・ ガバナンス体制への懸念を惹起する体制変更（「取締役名誉会長」を新設する場合等）
- ・ 取締役定員数の上限撤廃（「取締役は1名以上とする」のように定数の上限がなくなる場合等）
- ・ 場所の定めのない株主総会を開催可能とする変更（適切な対応策が講じられない場合等）

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる主な例＞

(ロ) 剰余金処分の取締役会授権の例

- ・ 剰余金処분을株主総会・取締役会のどちらでも決議できるよう定款変更するものの、企業から株主還元の数値目標が開示されており、それが財務・資本戦略の一要素として戦略的に検討されていることを公表資料や対話等で確認でき、剰余金処分が取締役会で決議されたとしても中長期的な企業価値向上の観点から問題ないと判断できる場合

(ハ) その他、株主利益を毀損する可能性のあるものやコーポレートガバナンスの観点から不適切と考えられる場合の例

- ・ 事業目的を限定列挙する必要のない記載に変更するため、今後の事業展開が不明瞭となることに対する懸念を伝えたところ、新規事業に進出する際には遅滞なく開示し、また、新規事業の検討に当たっては独立社外役員が過半数となる組織での事前審議体制を構築する意思が確認できる場合
- ・ 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）を開催できるよう定款変更するため、適切な株主権の行使を担保するための対応策や今後の開催の方針について確認したところ、開催に向け一定の措置を講じる方針が確認できる場合

＜反対となる主な例＞

(ロ) 剰余金処分の取締役会授権の例

- ・ 剰余金処분을株主総会・取締役会のどちらでも決議できるよう定款変更し、株主還元に関する論点を有する場合や、今後の株主還元について明確な方針が確認できない場合
- ・ 剰余金処分の決議を取締役会に限定し、剰余金処分の決定権及び剰余金処分に関する株主提案権を排除する内容の変更を行う場合

(ハ) その他、株主利益を毀損する可能性のあるものやコーポレートガバナンスの観点から不適切と考えられる場合の例

- ・ 取締役名誉会長等を新設し、その職務が明確でない場合や、役員を始めとする人事において公明正大な意思決定がなされない（当該取締役が過大な発言力を有し続ける）懸念がある等、ガバナンス上、問題があると判断される場合（「その他役付取締役」のように、役付取締役を限定列挙する必要のない記載に変更し、上記懸念を惹起する可能性が高い場合を含む）

F. 株主提案

13. 株主提案

【基本的な考え方】

株主提案については、提案内容は区々であるものの、会社提案と同様の視点で判断しております。
ただし、提案者和其他の株主との間で利害が反する可能性があることや、必ずしも企業価値向上に資する提案ではないこともあるため、提案者以外の株主の利益や企業価値向上に資するか、という観点から慎重に判断を実施いたします。

【精査基準】

会社提案と同様の視点で個別に判断

※ただし、以下に該当する場合は原則として反対

- 提案者のみに資するものであり、株主共同の利益に反する内容であると判断される場合
- 企業価値への影響が明らかでないと判断される場合
- 特定の政治的目的や社会的目的を実現するための提案であると判断される場合
- 企業の経営の方向性や資金使途等に著しい制約を与え、経営の自由度を妨げる内容であると判断される場合

【賛否の考え方の例】

＜賛成となる例＞

- ・ 定款上、剰余金処分の決議を取締役会に限定している企業に対し、剰余金処分の決定機関を変更するための定款変更を求める提案について、株主総会・取締役会のどちらでも決議できる内容、もしくは、株主総会でのみ決議を可能とする内容であり、株主還元が資本政策の一要素として戦略的に検討されていることが明確に確認できない等、定款変更が株主の利益に資すると判断される場合

＜反対となる例＞

- ・ 定款上、剰余金処分を株主総会・取締役会のどちらでも決議できとしている企業に対し、株主総会でのみ決議するように定款変更を求める提案について、当該企業から株主還元の数値目標が開示されており、それが財務・資本戦略の一要素として戦略的に検討されていることを公表資料や対話等で確認でき、剰余金処分が取締役会で決議されたとしても中長期的な企業価値向上の観点から問題ないと判断できる場合
- ・ 個別事案について特別調査委員会の設置を定款に定める提案等について、会社の基本方針を定める定款の内容として適切でないと判断される場合
- ・ 剰余金処分や自己株取得に関する提案について、企業の業績・投資計画・財務状況等に鑑みて要求する配当や自己株取得の水準が過大であると判断される場合
- ・ 株主総会の運営に係る規定を定款に追加する提案について、会社法に沿って適切に総会運営が行われていると判断される場合
- ・ 情報開示を求める提案について、会社の情報開示姿勢や提案内容を勘案し、追加での情報開示が必要ないと判断される場合

G. その他

14. その他必要がある場合（計算書類の承認等）

会計監査人や監査役が懸念を表明し、計算書類の承認が議案になる場合等には、内容を精査し、賛否判断を実施いたします。

参考資料

(参考) 議決権行使精査要領の主な改正点

今回の議決権行使精査要領の主な改正点は以下のとおりです（2027年5月適用）。

1. ガバナンス課題に応じた取締役等の反対対象の見直し

業績不振や財務・資本戦略上の課題が認められる企業について、課題の結果だけでなく、その解決に向けた経営陣の執行状況および取締役会の監督機能の発揮状況をより重視する観点から、取締役等に対する評価の考え方を見直しました。

当社は、業績不振や財務・資本戦略上の課題への対応については、取締役会が執行機能および監督機能の実効性を確保し、その責任を果たすことが重要であると考えております。特に経営トップ・社外取締役・取締役会議長は、執行機能や監督機能の実効性確保において中核的な役割を担う立場にあると考えており、取締役の役割と責任の明確化を通じてエフェクティブ・ボードの構築を後押しする観点から、業績不振等の反対対象を、再任の取締役全員から、経営トップ・社外取締役・取締役会議長等に変更しました。

<中核的な役割を期待する取締役の考え方>

- | | |
|----------|--|
| ■ 経営トップ | ・・・ 業績目標の達成や企業価値向上に向けた事業戦略、財務・資本戦略の策定及び執行を主導・統括する役割 |
| ■ 社外取締役 | ・・・ 企業戦略等の大きな方向性などについて、経営陣から独立した立場での監督・助言等を通じ、中長期的な企業価値向上を図る役割 |
| ■ 取締役会議長 | ・・・ アジェンダ・セッティング及び議事運営を通じて、取締役会における十分かつ建設的な議論を確保する役割 |

その他、責任があると認められた場合には、責任のある取締役を対象といたします。

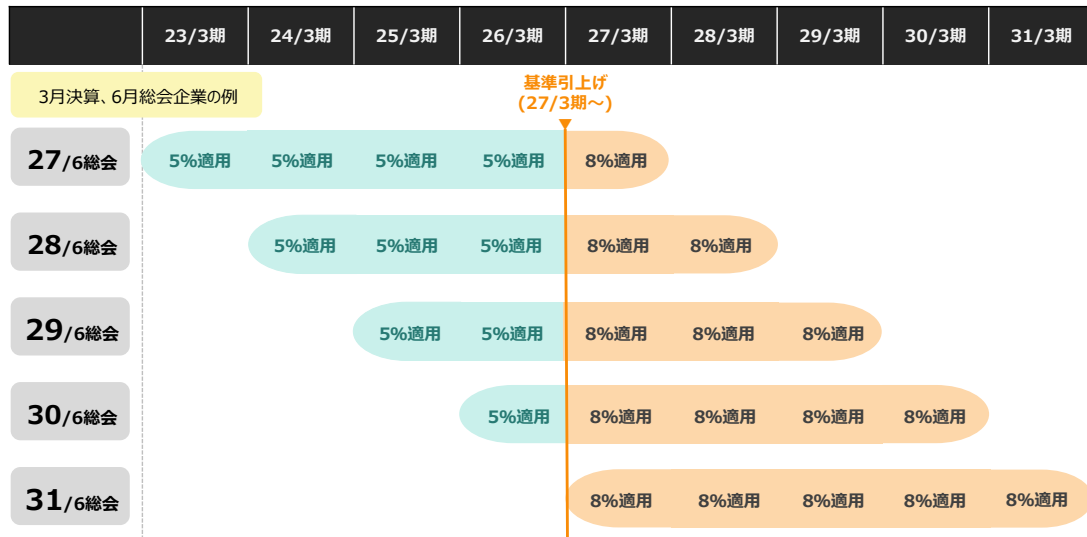
2. 財務・資本戦略に関する精査基準の見直し

従来は、剰余金処分議案において、配当水準の精査基準を設定し、精査の中で成長投資を含む資金需要等を勘案して賛否判断することとしていました。成長投資を後押しする観点から、剰余金処分議案について、配当水準中心の基準に加え、投資に関する基準を追加しました。

3. 収益性（ROE）に関する基準の引き上げ

当社は、これまでも収益性の向上を重要な対話テーマとして位置付け、投資先企業との建設的な対話を継続してきました。こうした取組みの進展や、資本効率向上に対する市場の要請の高まりを踏まえ、当社保有額が大きく収益への影響の大きい企業に求める ROE 水準を引き上げました。

収益性（ROE）の基準適用イメージ



本改正基準が適用される2027年5月総会（2027年2月期決算）以前の年度については、引き続き5%を基準として適用いたします。
例えば、27年6月総会においては、「2023年3期から2026年3期までの4期が連続して5%未満」かつ「2027年3期が8%未満」の場合に精査を実施いたします。

4. 報酬水準の妥当性に関する基準の見直し

経営層による適切なリスクテイクと成果に応じたインセンティブ付与を重視するとともに、取締役の役割発揮の状況を踏まえて判断する考え方から、報酬水準の妥当性に関する精査基準を見直しました。報酬水準の市場比較基準を削除し、従業員給与との比較については、社内役員の平均報酬ではなく各取締役の報酬額との比較に変更、あわせて基準となる水準も変更しました。

<主な改正点>

議案	現行	
	精査基準	反対先
1 剰余金 処分	① 配当性向が単年度15%未満、かつ直近5期平均 15%未満の場合 (以下の項目を確認し、個別企業の状況をふまえて判断) ・設備投資等の資金ニーズの有無 ・ <u>株主還元目標の有無</u> ・財務体力の状況 ・自己株式の取得状況	対象議案 ※議案が上程されない場合は、再任の経営トップ
5-(イ) 取締役の 選任	② 業績不振 ・直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字）の場合 ・直近、資本収益性の水準が長期にわたり低迷（ROE5%未満が5期継続）しており、かつ本業の収益性についても業界の中で長期にわたり劣後（営業利益率等が5期連続で業界平均以下）している場合	再任の 取締役全員
8 取締役・ 監査役 報酬枠の 増加・ 役員賞与	④ 他の上場企業と比較して著しく過大であり、かつ、当該企業の社内役員報酬一人当たり平均額が当該企業の従業員給与一人当たり平均額に対して50倍超の水準となる場合または当該企業の業績に対して著しく過大である場合	対象議案
10 株式報酬 関連		

議案	変更(27/5～)	
	精査基準	反対先
1 剰余金 処分	① <u>5期累計の営業CFに占める投資CFの割合が業種平均を下回り、かつ配当性向が単年度15%未満、かつ直近5期平均 15%未満の場合</u> (以下の項目を確認し、個別企業の状況をふまえて判断) ・設備投資等の資金ニーズの有無 ・ <u>財務・資本戦略の有無</u> ・財務体力の状況 ・自己株式の取得状況	対象議案
5-(イ) 取締役の 選任	② 業績不振 ・直近3期連続赤字（営業利益、経常利益、当期利益のいずれかが赤字）の場合 ・直近、資本収益性の水準が長期にわたり低迷（ROE5%未満が5期継続）しており、かつ本業の収益性についても業界の中で長期にわたり劣後（営業利益率等が5期連続で業界平均以下）している場合 <u>※当社保有上位先においては、2027年2月期以降の業績から1事業年度ごとにROE8%を基準として適用（5年後にはROE8%未満が5期継続した場合へ基準を移行）</u>	再任の 経営トップ ・ 社外取締役 ・ 取締役会議長
	③ <u>「A. 資本政策に関する議案」に関する精査基準に該当する場合(剰余金処分議案が上程されない場合も含む)</u>	再任の 経営トップ ・ 社外取締役 ・ 取締役会議長
8 取締役・ 監査役 報酬枠の 増加・ 役員賞与	④ <u>当該企業の各取締役の最大報酬額が当該企業の従業員給与一人当たり平均額に対して100倍超の水準となる場合または当該企業の業績に対して著しく過大である場合</u>	対象議案
10 株式報酬 関連		

※二重線は主な変更点

(参考) 対話の重要な論点と株主総会議案の関係

重要な対話の論点と関連する株主総会議案は下表のとおりです。各論点に応じて以下の株主総会議案に反対する可能性があります。詳細はP1～24をご覧ください。

縦列：主な対話の論点、横列：関連する株主総会議案¹⁸

		資本政策に関する議案 (剰余金処分等)	役員（取締役・監査役）選任議案				退職慰労金支給議案	買収への対応方針・ 対抗措置議案
			経営トップ	社外取締役	取締役会議長	関係役員		
財務・資本戦略		●	●	●	●	(●) 責任があると判断した場合	●	
収益性	低 ROE かつ 本業収益性劣後		●	●	●	(●) 責任があると判断した場合	●	(●) 買収への対応方針を導入 /更新する場合
	赤字等		●	●	●	(●) 責任があると判断した場合	●	(●) 買収への対応方針を導入 /更新する場合
ガバナンス	買収への対応方針・ 対抗措置		(●) 買収への対応方針・ 対抗措置議案が 付議されない場合					●
	社外役員等の 低出席率			●		●	●	
	独立社外役員の 人数		(●※1) 独立役員の届出資 格を充たす社外取 締役の人数が基準 に満たない場合	(●) 独立性基準を 満たさない場合		(●※2) 独立性基準を 満たさない場合		
	少数株主利益 の保護		(●※1) 独立役員の届出資 格を充たす社外取 締役の人数が基準 に満たない場合	(●) 独立性基準を 満たさない場合				
	不祥事		(●※2) 責任があると判断した場合				●	
	その他		(●※3) 責任があると判断した場合					

※1 指名委員会等設置会社の場合は、指名委員会委員長を反対先とする

※2 監査役も対象とする

※3 取締役会の多様性確保の取組が著しく不十分と考えられる場合等での精査で、指名委員会等設置会社の場合は、指名委員会委員長を反対先とする

以上

¹⁸ 主要な議案を例示しているのみであり、全ての議案を網羅しているわけではありませんのでご注意ください

※二重線は主な変更点